



公益法人設立30周年記念事業

薬物乱用防止の活動資金寄付

一般社団法人東京都医薬品配置協会では、社団法人設立三十周年記念事業の一環として東京都薬物乱用防止推進協議会に活動資金として三十万円を寄付した。本会は昭和二十七年十一月に「東京都配置家庭薬協議会」として発足。同五十五年四月に東京都から公益社団法人の設立許可を受け「社団法人東京都医薬品配置協会」を設立、平成二十三年四月には公益法人制度改正に逸早く対応し、「一般社団法人東京都医薬品配置協会」への移行認可を受け、今日に至っている。

本会では特に公益法人設立以降、献血推進事業とともに、薬物乱用防止啓発事業を業務行政協力事業の中心に据えて各種事業に取り組んできており、今回、社

団法人設立三十周年と一般社団法人移行を記念し、都民に対する公益事業に役立ててもらうため、資金提供を行ったもの。贈呈式は六月二十二日に都庁の福祉保健局健康安全部長室で行われ中谷肇一部長や鈴木達夫食品医薬品安全担当部長、野口俊久業務課長らの立会いの下、高山友三郎会長から東京都薬物乱用防止推進協議会の石井明会長に目録が手渡された。今回の寄付に対し、都薬物乱用防止推進協議会から都配置協会には感謝状が贈られた。

写真上は贈呈式。右から鈴木都食品医薬品安全担当部長、野口業務課長、石井都薬物乱用防止推進協議会長、高山会長、中谷都健康安全部長、小川孝一副会長



30周年記念誌

記念誌も発行

また本会では記念事業の一環として、公益法人としての活動を振り返り、今後の新たな発展を模索することを目的に「社団法人設立三十周年記念誌」を発刊、会員並びに関係機関等に配布した。

先月の厚生労働省通知では、各業者の自己点検状況の確認を各都道府県に依頼しており、今後の監視指導においても自己点検の実施状況に厳しい目が向けられるのは必至。

新配置、既存配置を問わず全ての配置販売業者が新販売制度の遵守徹底を図り、少なくとも毎月一回は自己点検を実施することが強く求められる。

ネット販売訴訟で国敗訴

厚生労働省 検討会で新たなルールづくり

厚生労働省の省令による一般用医薬品のインターネット販売規制に対してネット販売業者が国を相手取って行っていた権利確認等請求訴訟の上告審で、最高裁判所は平成二十五年一月十一日、省令は改正薬事法の委任の範囲内と認められず、違法で無効と判断し、国側の上告を棄却、国側の敗訴が確定した。原告二社は即日、ネット上で第一類及び第二類

医薬品の販売を再開し、事実上の解禁状態となっている。この判決を受け、厚生労働省ではネット販売に関する新たなルールを策定するための検討会を設置し、二月十四日に初会合をひらき、その後も二回のペースで議論を重ねているが、最高裁判決の解釈をめぐって、規制反対派が職業活動の制限を牽制する一方、規制支持派は安全確

保に触れていないとするなど、終始議論は噛み合わず、平行線を辿っているのが現状。どのような結論となるかは予断を許さない状況で、配置業界にも大きな影響を及ぼしかねないだけに、今後の動向を注視したい。なお三月二十二日の第四回目の検討会では、一般社団法人全国配置薬協会をはじめ配置業界の四団体が参考人として意見提出を行っている。

一般従事者の単独業務可能

全配協がQ&A第2弾

全配協は平成24年4月、厚生労働省の確認を得ながら「配置販売業に関するQ&A II」を作成、新配置移行のネックとなっている専門家が行う情報提供の内容や一般従事者の業務の範囲を明確にし、新懸けや情報提供以外に専門家の同行がなくても単独で業務が行えることを明らかにした。

実務経験の経過措置3年延長

登録販売者試験の受験要件となる実務経験の経過措置期間が3年間延長され、既存配置販売業者の下での販売業務も平成27年5月末まで認められることになった。これは平成24年5月末の期限終了が迫った時点でも既存配置販売業者や旧薬種商が依然として多く存在したことが要因。

既存従事者も身分証着用義務化

なおこの経過措置期間の延長に併せ、既存配置従事者に対しても消費者等に既存配置従事者であることが容易に判断できるよう身分証明書の着用義務が課せられた。従来は新配置の従事者に着用が義務付けられ、既存配置従事者には携帯が義務付けられ着用が望ましいとされていた。

新販売制度の遵守徹底へ

毎月、自己点検励行を

厚生労働省は平成二十四年一月九日付で「一般用医薬品販売制度定着状況調査」結果を公表したが、第一類医薬品に関する文書を用いた情報提供や郵便等販売規制の遵守率が低いなど、新制度の定着が不十分だ

ったことから、同日付で都道府県薬務主管部長等に監視指導強化を求め、通知を発出するとともに、薬局や店舗販売業者、配置販売業者らに対し、陳列や掲示、情報提供等に関する基本チェックリストによる自己点

検の実施など販売制度の一層の遵守徹底を要請した。

これを受け、一般社団法人全国配置薬協会（全配協）では「配置販売業に関する改正薬事法の自己点検表」を作成して全国の配置協会・協議会に配布し、自己点検の励行を求めていたが、都配置協会では全配協の自己点検表をベースに、資質向上薬事講習会の講師を務める清水虎雄氏らの助言を受けながら独自の自己点検表を作成して会員に配布した。

この自己点検は、新配置、既存配置を問わず、全ての配置販売業者に求められており、都配置協会の自己点検表では専門家と一般従事者の区別や取り扱い品目など、新配置と既存配置で法律上の規定が異なることを踏まえ、新旧個別にチェックリストを設けている。